



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 121 2014年12月2日

## モザンビークにおける商標使用意思宣誓書の提出

モザンビークの現行商標法の下では、モザンビークにおける出願日から5年毎に全ての商標に関して使用意思宣誓書を提出しなければならない。2008年11月18日付けでモザンビーク商標局は更新出願の受理は商標所有者が使用意思宣誓書を提出する必要がないことを意味すると通知している。この通知は更新する年が使用意思宣誓書の提出する年と同じ場合は更新出願のみが必要であることを意味し、更新時に使用意思宣誓書を同時に提出する必要はない。更新の年と一致しない場合は使用意思宣誓書を提出する必要がある。しかしながら、モザンビークに拡張された国際登録商標に関しては、使用意思宣誓書を提出する年が更新の年と同じでも使用意思宣誓書を提出することが推奨される。なぜならば国際登録の更新はWIPOに申請するが、モザンビーク商標局に直接申請されないためである。

### 国内商標:

国内商標に関して、最初の使用意思宣誓書は出願日から5年後が提出期限となる。使用意思宣誓書は提出期限の6ヶ月前から6ヶ月後までに提出できる。

### 国際登録商標:

モザンビークに拡張された国際登録商標については以下の通りである。

1. 国際登録の出願時(工業所有権法施行の1999年7月4日以後に出願されたものに限る)

にモザンビークを指定した国際登録:

使用意思宣誓書は国際登録の出願日から5年毎に提出しなければならない。

2. 工業所有権法の施行前にモザンビークに地域拡張された国際登録:

使用意思宣誓書は新規則の施行日 1999 年 7 月 4 日から 5 年毎に提出しなければならない。

3. 工業所有権法施行後に事後指定によりモザンビークに地域拡張された国際登録:

使用意思宣誓書は地域拡張日(事後指定日)から 5 年毎に提出しなければならない。

使用意思宣誓書は期限日の 6 ヶ月前から 6 ヶ月後までに提出できる。

(情報提供:LYSAGHT & CO.)